裏

農産物検査法（抄）

（調査）

第31条　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者のほ場、事務所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、農産物若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県が処理する事務）

第37条　この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第40条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第31条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第41条　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録検査機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第31条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とする。

2　発行者は、農林水産大臣又は都道府県知事とする。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十四条第三項（同法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月九日　　農林水産大臣　林　芳正

農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第六項中「三分の二」を「二分の一」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の農業災害補償法施行規則第十六条第六項の規定は、この省令の施行の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係については、なお従前の例による。